

# ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年12月

## 目 次

I はじめに	1
II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	2
1. 新型インフルエンザ等対策の目的	2
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	2
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	3
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	4
5. 対策推進のための役割分担	5
6. 市行動計画の主要項目	8
7. 発生段階による分類	13
III 発生段階ごとの行動計画	15
未発生期	15
海外発生期	17
地域未発生期（国内発生期）	19
地域発生早期（県内発生期）	22
地域感染期	26
小康期	31
用語解説	33

## I はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから、社会的影響が大きいものが、新型インフルエンザと同様に発生する可能性がある。

国では、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成 24 年 5 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理を目的として、「新型インフルエンザ等特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を制定したところである。

これを受け、本市では、特措法に基づき作成された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）や「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）の内容を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性に応じて、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定する。市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

なお、新型インフルエンザ等の発生の時期や、形態についての予測は常に変わりうること、新型インフルエンザ等対策については随時細心の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、国や県の動きを見据えながら、市行動計画を見直すとともに、必要に応じて修正を行うものとする。

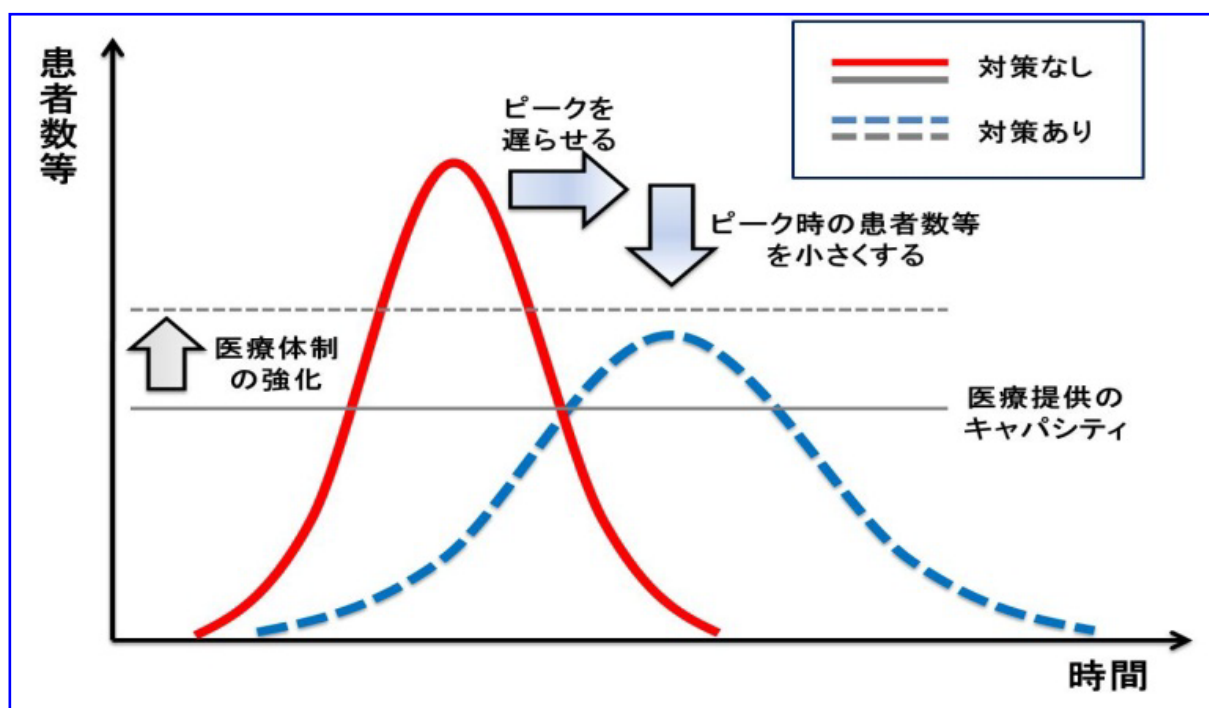
## Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1. 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への進入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、地域経済にも大きな影響を与えかねない。このため、市行動計画においては、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。(下記概念図参照)
  - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ② 市民生活や地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・地域での感染拡大防止等により、欠勤者の数を減らす。

【対策の効果 概念図】



### 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があるため、市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性に応じて、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるように、対策の選択肢を示すものである。

## II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

そのため、発生した感染症の段階ごとに以下の考え方を基本に、具体的な対策を講じていく。発生の段階ごとの具体的な対策については、III 発生段階ごとの行動計画において記載する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況等を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定する。

### 【発生した感染症の段階ごとの基本方針】

- 発生前の段階では、平時から市民に対して感染予防策の周知を図るとともに、住民接種体制の構築や業務継続計画の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、発生した感染症についての情報の収集と市民への的確な情報提供を行うとともに、対策実施のための準備を行う。
- 国内発生の当初の段階では、特措法第15条第1項の規定に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が特措法第18条第1項の規定に基づき定める「新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針」（以下「基本的対処方針」という。）を踏まえ、県及び関係機関と連携をとりながら、感染拡大のスピードをできる限り押さえることを目的とした国や県の対策に協力するとともに、市民への必要な情報提供を行う。
- 国内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。

市行動計画は、市としての対策の基本的な方針等を示すものであり、具体的な対策については、必要に応じ対応マニュアル等を整備し実施するものとする。

### 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

#### (1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が行う、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設の

## II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

ための土地等の使用、緊急物資の輸送等、特定物資の売渡しの要請等に協力するに当たり、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとし、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるか否かなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部設置条例（平成25年条例第5号）の規定に基づいて設置されるひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、茨城県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、市域に係る新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、必要に応じ、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、市の対策を実施するうえで、ひたちなか市医師会（以下「市医師会」という。）等関係団体との連携は重要である。新型インフルエンザ等発生前から情報交換など緊密に連絡体制を構築し、新型インフルエンザ等対策を推進する。

### (4) マニュアルの整備

本行動計画は、市としての対策の基本的な方針等を示すものであり、より具体的な対応方策については国や県の示すガイドラインを参考に各種マニュアルを策定する。

### (5) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザが発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

## 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にインフルエンザ共通の特徴を有していると推測されるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、発生時の社会環境や出現したインフルエンザウイルスの病

## II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

原性や感染力など多くの要素によって流行規模が左右されることから、事前にこれらを正確に予測することは不可能であり、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得ることを念頭において対策を検討することが重要である。

ここでは、政府行動計画及び県行動計画で想定する全人口の25%がり患とした場合を基に、ひたちなか市及び茨城県・国のそれぞれの流行予測を下記のとおり示した。なお、入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、中等度をアジアインフルエンザ等の際の致命率0.53%、重度をスペインインフルエンザ等の際の致命率2.0%で推計した。また、これらの推計は新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響は考慮していない。

### 【市・県・国の流行予測】

		ひたちなか市	茨城県	国
医療機関を受診する患者数		約 16,300 人 ～31,000 人	約 31 万人 ～58 万人	約 1,300 万人 ～2,500 万人
中等度	入院患者数	約 650 人	約 13,000 人	約 53 万人
	死亡者数	約 200 人	約 4,000 人	約 17 万人
重度	入院患者数	約 2,500 人	約 48,000 人	約 200 万人
	死亡者数	約 800 人	約 15,000 人	約 64 万人

※ 新型インフルエンザ等による社会の影響については、政府行動計画において、一つの例として次のとおり想定している。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がでることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するため、各機関や市民に対し求められる役割として、政府行動計画及び県行動計画に示された各機関の役割分担を以下に示す。

### （1）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務

## II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

を有する。(特措法第3条第1項)

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める(特措法第3条第2項)とともに、諸外国等との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。(特措法第3条第3項)

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、政府一体となった取組を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聞きつつ、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

### (2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。(特措法第3条第4項)

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。対策の実施に当たっては国や近隣都県、市町村、医療機関、医師会等関係機関と緊密な連携を図る。また、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

### (3) 市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確にかつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。(特措法第3条第4項)

また、市民に対するワクチンの接種や生活支援、要援護者及び児童・生徒等の子ども達への支援に關し、的確に対策を実施することが求められる。

対策の実施にあたっては、県や周辺市町村、医療機関、市医師会、ひたちなか薬剤師会(以下「薬剤師会」という。)、学校等との緊密な連携を図る。

### (4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新



## II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

### (5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。（特措法第3条第5項）

### (6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。（特措法第4条第3項）

### (7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

（特措法第4条第1項、第2項）

### (8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人的レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。（特措法第4条第1項）

## 6. 市行動計画の主要項目

市行動計画では、計画の目的を達成するための具体的な対策として、次の（1）から（6）の6項目に分けて定めることとする。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、また発生した疑いがある場合、迅速かつ的確

## II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

な対応ができるよう、各段階に応じた対応方針をあらかじめ策定し、関係各部及び県、関係機関と連携した取組を行う。また、市行動計画実施のための具体的な事項については、国や県の提示したガイドラインを参照しつつ、各種マニュアルを整備することとする。

本市の実施体制としては、市対策本部において対策の方針を決定するとともに、関係部課の連携を確保し、全庁的な取組を推進する。また、対策本部設置まで至らない段階においては、関係各部の連絡調整を図るため、必要に応じて「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「市対策連絡会議」という。）を設置する。

### ○ ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長，水道事業管理者，企画部長，総務部長，市民生活部長，福祉部長，経済部長，建設部長，都市整備部長，会計管理者，議会事務局長，ひたちなか・東海広域事務組合消防次長
事務局	健康推進課

### ○ ひたちなか市新型インフルエンザ等対策連絡会議

議長	副市長
委員	福祉部長，市民生活部長，ひたちなか・東海広域事務組合消防次長
事務局	健康推進課

### ○ 庁内体制

市対策本部設置後、各部は以下の役割分担に基づき、市民の生命と健康を守り、安心を確保していく。

なお、職員の健康状況により、業務に支障をきたす場合など市対策本部からの指示があった場合、各部においては、相互に応援体制をとって対応するものとする。

部等	役割
企画部	1.情報提供等広報に関すること。 2.報道機関対応に関すること。 3.所管施設における感染状況の把握・感染予防に関すること。
総務部	1.車両など輸送手段の調達に関すること。 2.市職員の感染予防・サービス・り患状況に関すること。 3.緊急の新型インフルエンザ対策物品の契約・調達に関すること。 4.所管施設における感染状況の把握・感染予防に関すること。 5.応援職員の調整に関すること。 6.緊急時の予算の確保に関すること。

## Ⅱ 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

市民生活部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.地域団体・関係団体などの連絡に関する事。</li> <li>2.戸籍などの届出窓口の確保に関する事。</li> <li>3.ライフライン情報の収集に関する事。</li> <li>4.茨城県消防安全課との連絡調整に関する事。</li> <li>5.備蓄物資の搬送及び配分に関する事。</li> <li>6.ごみ収集・処理に関する事。</li> <li>7.墓地の管理・埋葬に関する事。</li> <li>8.要援護者の把握及び支援に関する事。</li> <li>9.地域支援者との連絡調整に関する事。</li> <li>10.所管施設における感染状況の把握・感染予防に関する事。</li> </ol>
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.市対策本部の設置，運営に関する事。</li> <li>2.新型インフルエンザ等発生状況の把握に関する事。</li> <li>3.市医師会，薬剤師会及び市内医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4.医薬品，医療器具及び防疫資機材の整備，調達及び補給の要請に関する事。</li> <li>5.発熱センター及び臨時医療機関の設置及び運営に関する事。</li> <li>6.食品衛生，環境衛生及び薬事衛生の監視並びに感染症の予防に関する事。</li> <li>7.新型インフルエンザ等相談窓口の設置に関する事。</li> <li>8.住民からの問合せの対応及び要望の取りまとめに関する事。</li> <li>9.抗インフルエンザ薬及びワクチンに関する事。</li> <li>10.患者搬送に関する事。</li> <li>11.新型インフルエンザに関する報告，調査，検査依頼に関する事。</li> <li>12.要援護者の把握及び支援に関する事。</li> <li>13.所管施設における感染状況の把握・感染予防に関する事。</li> </ol>
経済部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.家きんに関する事。</li> <li>2.市内事業所等への広報・周知に関する事。</li> <li>3.ひたちなか商工会議所，常陸農業協同組合，那珂湊漁業協同組合等関係団体との連絡調整に関する事。</li> </ol>
建設部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.下水道事業の維持に関する事。</li> </ol>
都市整備部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.対策本部の指示により，他部署を応援すること。</li> </ol>
出納課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.対策に必要な現金の出納及び支出に関する事。</li> </ol>
水道事業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.水道供給の維持に関する事。</li> </ol>
議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.議会との連絡調整に関する事。</li> </ol>
教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.所管の幼稚園児，小・中学校の児童・生徒等の感染状況の把握・感染予防に関する事。</li> <li>2.所管施設における感染状況の把握・感染予防に関する事。</li> </ol>

## II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

農業委員会 事務局	1.対策本部の指示により、他部署を応援すること。
監査委員 事務局	
ひたちなか・ 東海広域事務 組合	1.消防・救急体制の維持に関すること。 2.火葬に関すること。 3.ごみ処理に関すること。 4.下水道事業（ひたちなか地区）の維持に関すること。

### (2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスによる新型インフルエンザ等の国内における流行情報の把握が重要であり、積極的なサーベイランスの実施が不可欠である。

未発生期の段階から、国・県及び国立感染症研究所などの実施するサーベイランス情報を把握し、積極的な情報収集を行う。

### (3) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策の推進には、国・県・市・医療機関・事業者・個人が各々の役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとることが重要である。

県、市医師会その他関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、緊密な連携を図る。

市民への情報提供にあたっては、市報、防災行政無線、ホームページ等既存の手段を活用しつつ、外国人、障害者等情報が届きにくい人にも配慮し、複数の媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。また、県と連携し、電話相談窓口を設置し、市民の不安解消やパニックの防止に努める。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、ピーク時の医療機関受診者の数を抑制することで医療提供体制を維持し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活・地域経済を維持することが可能になると期待される。

まん延防止対策は、個人レベル、地域・社会レベルでの複数の対策を組み合わせで行うが、実際に対策を実施する際に協力が得られるよう、発生前から広く周知を図ることも重要である。個人レベルでの手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策等について周知徹底を図るとともに、地域での発生状況や病原性などの市民への情報提供を積極的に行う。

さらに、国や県の方針を基に、ウイルスの病原性及び感染状況によって、市民の社会活動の自粛要請を行う。また、基本的対処方針に基づき、国や県からの要請を受けて、住民予防接種の接種体制を構築し、実施する。

## II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

### イ 予防接種

#### (ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収まるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、製造元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

#### (イ) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種に関する接種対象者の範囲や実施順等に関する基本的な考え方は、政府行動計画によるものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員等への特定接種は、原則として、集団的接種による接種となるため、接種が円滑に実施できるよう、未発生期より接種体制を構築する。

#### 【対象者及び実施主体】

対 象 者	実施主体
「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）	国
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員	県又は市

#### (ウ) 住民接種

##### a 住民接種の定義

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合  
⇒特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合  
⇒予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）による予防接種

## II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

### b 接種対象者

以下の4群に分類することを基本とする。

#### ① 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

・基礎疾患を有する者

基礎疾患により入院中又は通院中の者を言う。平成21年(2009年)のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に基準を示される。

・妊婦

#### ② 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種を受けられない小児の保護者を含む。)

#### ③ 成人・若年者

#### ④ 高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる65歳以上の者

### c 接種体制

住民接種の実施主体は市であり、接種が円滑に行えるよう、未発生期より接種体制の構築を図るとともに、政府行動計画に基づいて、接種対象者の範囲や接種順位を決定する。

### (エ) 留意点

危機管理事態における特定接種と住民接種の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性、医療提供・国民生活・国民経済の状況等に応じて政府対策本部において決定される。

### (オ) 医療関係者に対する要請

市対策本部は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対する協力の要請又は指示を県へ要請する。

## (5) 医療

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成するうえで不可欠の要素である。医療体制の整備は、国の方針をもとに県が原則として二次医療圏等の圏域を単位として整備するものであるが、市としてこれに積極的に協力する。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合、適切な医療機関の受診方法等について市民への周知を図る。入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を越えた場合には、県との協議の上、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討を行う。

抗インフルエンザウイルス薬については、国の指示に従い、県で県民の45%に相当す

## II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

量を目標として、計画的かつ安定的に備蓄することとなっており、市は、県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量について適宜確認するとともに、備蓄薬に係る情報を収集する。

### (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの国民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされ、本人や家族のり患等により、市民生活及び地域経済に大きな影響を与えるおそれがある。そのため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、未発生時から市民及び市内事業所などに生活や事業を継続する上で必要な準備について広報・啓発を行う。

また、地域感染期において、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）等について、県や地域支援者等と連携し、要援護者の把握を行うとともに、その具体的手法を検討する。さらに水道、ごみ収集等をはじめ市民生活の維持に欠かせない業務を推進するための業務継続計画を策定するとともに、新型インフルエンザ等の流行による火葬や埋葬の需要が増えることを想定し、県と連携の上、火葬及び埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

## 7. 発生段階による分類

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速にできるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等発生段階を未発生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期の5段階に分類としているが、地域においては発生状況が様々であり、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について柔軟に対応する必要があることから、国全体での国内発生早期・国内感染期において、都道府県を単位とする地域での発生段階を地域未発生期・地域発生早期・地域感染期として示している。

市行動計画では、政府行動計画における地域の発生段階に準じて6段階を定め、新型インフルエンザ等の発生に際しては、県、周辺市町村及び関係機関と連携して、必要な対策を講じるものとする。

## Ⅱ 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

### 【国と市の発生段階】

	国の分類	本市	状態
発生段階	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	国内発生早期	地域未発生期 (国内発生期)	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、茨城県内では発生していない状態
		地域発生早期 (県内発生期)	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	国内感染期	地域感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態(感染拡大～まん延～患者の減少に至る時期を含む。)
	小康期	小康期	県内の新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態



### Ⅲ 発生段階ごとの行動計画

#### 未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

#### 【目的】

- 1 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2 関係機関と連携のもと、情報収集に努める。

#### (1) 実施体制

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定にもとづき行動計画を策定し、必要に応じ見直しを行う。(福祉部)
- 2 各部局における業務継続計画を策定する。(福祉部)
- 3 必要に応じ、市対策連絡会議を設置し、関係部局の情報共有を図る。(福祉部)

#### (2) サーベイランス・情報収集

- 1 厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。(福祉部)  
**【情報収集源】**  
 国際機関 (WHO 等)、国立感染症研究所、独立行政法人動物衛生研究所、検疫所等
- 2 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査などにより、インフルエンザ等の流行状況を把握する。(福祉部)
- 3 市所管の学校・幼稚園・保育所等における感染症の流行状況を把握する。また、国立感染症研究所の学校欠席者情報収集システムを利用し、全国の感染症の流行状況を把握する。(福祉部、教育委員会)
- 4 家きん等における伝染病の流行状況を把握する。(経済部)

#### (3) 情報提供・共有

- 1 市報、ホームページ等を利用し市民への情報提供を行う。(市長公室、福祉部)
  - ・ 新型を含むインフルエンザ等感染症の基本的な情報や発生した場合の対策について、継続的に情報提供を行う。
  - ・ 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等、通常のインフルエンザに対して実施すべき個人レベルの感染予防策を周知する。
- 2 市医師会等関係機関へ、市の対策を周知する。(福祉部)

**(4) 予防・まん延防止**

- 1 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及を図る。  
(市長公室, 福祉部)
- 2 地域・社会レベルでの新型インフルエンザ等対策を予め周知する。(市長公室, 福祉部)
  - ・新型インフルエンザ等発生時に実施の可能性のある, 患者の濃厚接触者の外出自粛, 学校等の臨時休業, 集会の自粛等の対策について周知を図る。
- 3 ワクチン接種体制を構築する。(福祉部)
  - ・新型インフルエンザ等発生に備えて, 国が住民接種を決定した場合のワクチン接種体制を市医師会等関係機関と協議の上構築する。
  - ・広域的なワクチン接種について関係機関と協議し, 体制を整備する。
- 4 新型インフルエンザ等発生時に備え, マスク, 消毒液等の備蓄を計画的に進める。  
(総務部, 福祉部)

**(5) 医療**

- 1 地域の医療体制についての情報を収集する。(福祉部)
  - ・地域の感染症指定医療機関の状況, 入院病床の数など, 地域の医療情報を県及び市医師会の協力を得て収集する。
- 2 国・県の動向を見ながら新型インフルエンザ等発生時の医療体制を継続的に把握する。  
(福祉部)
- 3 県及び市医師会等関係機関と協力し, 臨時的な医療施設を設置する場合についての検討を進める。(福祉部)
- 4 個人防護具, 衛生用品等の備蓄を進める。(福祉部, 広域事務組合消防本部)
  - ・休日夜間診療所勤務者や最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具の備蓄を進める。

**(6) 市民生活等の安定確保**

- 1 市民へ食料・生活必需品の確保について周知を図る。(市長公室, 市民生活部, 福祉部)
  - ・地域感染期が続いた場合に備えて, 生活上必要な物資の備蓄について周知を図る。
- 2 地域感染期における要援護者の支援を検討する。(市民生活部, 福祉部)
  - ・要援護者, 一人暮らし家庭等への生活支援(見回り, 往診・訪問看護, 食事提供等), 病院等への搬送, 死亡時の対応について検討する。
- 3 火葬体制等を整備する。(市民生活部, 広域事務組合)
  - ・県と連携し, 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い, 火葬体制を整備する。
- 4 物資及び資材の備蓄(市民生活部, 福祉部)
  - ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄するとともに, 施設及び設備を整備する。

## 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内（県内）では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

### 【目的】

- 1 市内発生に備えた初動体制及び全庁的体制を構築する。
- 2 感染拡大に備え、県・市医師会等関係機関との協力体制を整備・確保する。

### （１）実施体制

- 1 必要に応じ、市対策連絡会議を設置し、関係部署の情報共有を図る。（福祉部）
- 2 国内発生期に備え、各部署の業務継続計画を確認する。（福祉部）

### （２）サーベイランス・情報収集

- 1 厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザ等の発生状況や対策等に関する国内外の情報を収集する。（福祉部）

#### 【情報収集源】

- 2 国際機関（WHO等）、国立感染症研究所、独立行政法人動物衛生研究所、検疫所等
- 2 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査などにより、新型インフルエンザ等の流行状況を継続して把握する。（福祉部）
- 3 市所管の学校・幼稚園・保育所等での集団発生の把握を強化する。（福祉部、教育委員会）
- ・関係機関と連携し、感染者の流行状況及び集団欠席の状況を把握する。
- 4 県、保健所、市医師会等の協力を得て、市内医療機関の受診状況等の情報を収集する。（福祉部）
- 5 国・県よりワクチンの製造情報等ワクチンに関する情報を収集する。（福祉部）

### （３）情報提供・共有

- 1 市報、ホームページ等を利用し、迅速かつ正確に市民への情報提供を行う。  
（市長公室、福祉部）
- ・海外での発生状況、現在の対策等について国・県の広報と整合性を図りながら情報提供を行う。
- ・手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等、感染予防策を周知する。
- ・県と連携し、発生国からの帰国者やその濃厚接触者などで発熱等の症状のある者の医療機関受診方法について市民に周知する。
- 2 相談窓口を設置する。（福祉部）
- ・市民からの一般的な問合せに対応するため、県と連携し、相談窓口を設置する。
- 3 県、保健所、市医師会等関係者と必要な情報を共有する。（福祉部）

**(4) 予防・まん延防止**

- 1 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策を市民へ周知する。  
(市長公室, 福祉部)
- 2 市所管の学校・幼稚園・保育所及び社会福祉施設等で, 基本的な感染予防策の周知と実践を図る。(教育委員会, 福祉部)
- 3 国・県及び市医師会等関係機関と連携し, 速やかにワクチン接種を実施するための体制を構築する。(福祉部)
- 4 マスク, 消毒薬等を確保する。(総務部, 福祉部)

**(5) 医療**

- 1 県と協力し, 患者発生に備えた医療体制について確認する。  
(福祉部, 広域事務組合消防本部)
  - ・市内での患者が発生した場合の輸送体制, 受入医療機関等を確認する。
- 2 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置状況を確認する。(福祉部)
- 3 個人防護具, 衛生用品等の確保を進める。(福祉部, 広域事務組合消防本部)
  - ・備蓄状況に応じて, 休日夜間診療所勤務者や最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具の確保を進める。
- 4 県及び市医師会等関係機関と協力し, 臨時的な医療施設を設置する場合の体制を確認する。(福祉部)

**(6) 市民生活等の安定の確保**

- 1 地域感染期における要援護者への支援体制を確認する。(市民生活部, 福祉部)
  - ・要援護者等感染期に援助が必要になる可能性のある世帯を確認する。
  - ・要援護者, 一人暮らし家庭等への生活支援(見回り, 往診・訪問看護, 食事提供等), 搬送, 死亡時の対応について確認する。
- 2 火葬体制等を整備する。(市民生活部, 広域事務組合)
  - ・県と連携し, 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い, 火葬体制を整備する。
- 3 物資及び資材の備蓄等を行う。(市民生活部, 福祉部)
  - ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等するとともに, 施設及び設備の整備をする。

## 地域未発生期（国内発生期）

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内においては発生していない状態。

### 【目的】

- 1 地域発生（県内発生）に備えて体制の整備を行う。
- 2 地域発生をできるだけ遅らせ、発生した場合の早期発見に努める。

### （１）実施体制

- 1 市対策本部を設置する。（福祉部）
  - ・市医師会等専門家の意見を聴取し、今度の方針を決定する。
  - ・必要に応じ、市の新型インフルエンザ等対策の方針を見直し、対策を実施する。
  - ・政府対策本部より「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」という。）が出されていない場合にも、必要に応じて市対策本部を設置する。

#### 【参考】

「緊急事態宣言」は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も考慮し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

- 2 地域感染期に備え、各部局の業務継続計画を確認する。（福祉部）

### （２）サーベイランス・情報収集

- 1 厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザ等の発生状況や対策等に関する国内外の情報を継続して収集する。（福祉部）

#### 【情報収集源】

- 2 国際機関（WHO等）、国立感染症研究所、独立行政法人動物衛生研究所、検疫所等
- 2 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査などにより、インフルエンザ等の流行状況を継続して把握する。（福祉部）
- 3 県、保健所、周辺市町村、医療機関等との連絡を密にし、市内及び周辺での発生の早期把握に努める。（福祉部）
- 4 市所管の学校・幼稚園・保育所等での集団発生の把握を強化する。（福祉部、教育委員会）
  - ・関係機関と連携し、感染者の流行状況及び集団欠席の状況を把握する。
- 5 国・県よりワクチンの製造情報等ワクチンに関する情報を収集する。（福祉部）
  - ・抗インフルエンザウイルス薬の流通状況、ワクチンの有効性・ワクチン製造状況等について情報を収集する。

### （３）情報提供・共有

- 1 市報，ホームページ，チラシ等可能なあらゆる媒体を利用し，迅速かつ正確に市民への情報提供を行う。（市長公室，関係部局）
  - ・新型インフルエンザ等の発生状況，現在の対策等について国・県の広報と整合性を図りながら情報提供を行う。
  - ・手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等個人レベルの感染予防策を周知する。
  - ・県と連携し，感染が疑われる場合の医療機関の受診方法について市民に周知する。
  - ・市内の学校・幼稚園・保育所等の臨時休業や集会の自粛等の感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
  - ・国の対処方針の改定及び状況の変化等を踏まえながら，適切な情報提供を行う。
- 2 相談窓口を継続して設置する。（福祉部）
  - ・市民の不安解消や感染予防対策の周知のため，県と連携し，保健師による相談窓口を継続して設置する。
  - ・感染が疑われる例については，県，保健所と連携し，発熱外来などの指定医療機関の受診を勧める。
- 3 県，保健所，市医師会等関係者と継続的な情報共有を行う。（福祉部）

### （４）予防・まん延防止

- 1 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策を引き続き市民へ周知する。（市長公室，福祉部）
- 2 市所管の学校・幼稚園・保育所及び社会福祉施設等で，基本的な感染予防策の周知と実践を図る。（関係部局）
- 3 国の示す目安に基づき，県と連携して，市所管の学校・幼稚園・保育所等の臨時休業等を実施する。（福祉部，教育委員会）
- 4 県と連携し，必要に応じて以下の予防・まん延防止策について市民及び市内事業所等へ周知する。（関係部局）
  - ・事業者に対する職場における感染対策の徹底。
  - ・不要不急の外出の自粛，人ごみを避けること等の勧奨。
  - ・集会等行事実施の自粛要請。
- 5 不特定多数の市民の訪れる施設に消毒液を設置するなど，感染予防策を徹底する。（福祉部，関係部局）
  - ・マスク，消毒液等の使用状況を把握し，不足が予想される場合は追加配備する。
- 6 県及び市医師会等関係機関と連携し，ワクチン接種体制を確認する。（福祉部）

### （５）医療

- 1 県と協力し，患者発生に備えた医療体制について確認する。（福祉部，広域事務組合消防本部）

- ・市内での患者が発生した場合の輸送体制，受入医療機関等を確認する。
- 2 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置状況を確認する。（福祉部）
- 3 個人防護具，衛生用品等の確保を進め，必要なときに利用できるよう体制を整備する。（福祉部，広域事務組合消防本部）
- ・備蓄状況に応じて，休日夜間診療所勤務者や最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具の確保を進める。
- 4 県及び市医師会等関係機関と協力し，臨時的な医療施設を設置する場合の体制を確認する。（福祉部）

#### （6）市民生活等の安定の確保

- 1 地域感染期における要援護者の支援体制を確認する。（市民生活部，福祉部）
  - ・要援護者等感染期に援助が必要になる可能性のある世帯を確認する。
  - ・要援護者，一人暮らし家庭等への生活支援（見回り，往診・訪問看護，食事提供等），搬送，死亡時の対応について確認する。
- 2 火葬体制等を整備する。（市民生活部，広域事務組合）
  - ・県と連携し，火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い，火葬体制を整備する。
- 3 市民に対し生活必需品等の備蓄を呼びかける。（市長公室，関係部局）
  - ・地域感染期に備え，食糧等生活必需品の備蓄を呼びかける。
  - ・生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから，必要に応じて，関係団体等を通じ，供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

## 地域発生早期（県内発生期）

・茨城県内（市内を含む）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

### 【目的】

- 1 感染拡大を最小限に抑える。
- 2 市民への適切な情報提供により混乱を防止する。

### （１）実施体制

- 1 市対策本部を設置する。（福祉部，各部局）
  - ・県対策本部において決定された対策を踏まえ，市医師会等専門家の意見を聴取し，今後の市の対策を決定する。
  - ・業務継続計画により新型インフルエンザ等対策を実施しつつ，市の業務を継続する。

### （２）サーベイランス・情報収集

- 1 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査などにより，インフルエンザ等の流行状況を継続して把握する。（福祉部）
- 2 県，保健所，周辺市町村，医療機関等との連絡を密にし，市内及び周辺での発生状況を把握する。（福祉部）

### （３）情報提供・共有

- 1 市報，ホームページ，チラシ等可能なあらゆる媒体を利用し，迅速かつ正確に市民への情報提供を行う。（市長公室，関係部局）
  - ・新型インフルエンザ等の発生状況，現在の対策等について国・県の広報と整合性を図りながら情報提供を行う。
  - ・手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等，個人レベルの感染予防策を周知する。
  - ・市所管の学校・幼稚園・保育所等の臨時休業や集会の自粛等の感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
  - ・国の対処方針の改定及び状況の変化等を踏まえながら，適切な情報提供を行う。
- 2 相談窓口の体制を充実させ，強化を図る。（福祉部）
  - ・市民の不安解消や感染予防対策の周知のため，県と連携し，保健師による相談窓口を継続して設置する。
  - ・健康相談のほか，生活福祉等多様な相談に対応できる体制を整備する。
- 3 県，保健所，市医師会等関係者と継続的な情報共有を行う。（福祉部）

### （４）予防・まん延防止

- 1 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策を引き続き市民へ周知する。（市長公室，福祉部）



- 2 市所管の学校・幼稚園・保育所及び社会福祉施設等で、基本的な感染予防策の周知と徹底を図る。（福祉部，関係部局）
- 3 国の示す目安に基づき，県と連携し，市所管の学校・幼稚園・保育所等の臨時休業等を実施する。（福祉部，教育委員会）
- 4 県と連携し，必要に応じて以下の予防・まん延防止策について市民及び市内事業所等へ周知する。（市長公室，関係部局）
  - ・事業者に対する職場における感染対策の徹底。
  - ・不要不急の外出の自粛，人ごみを避けること等の勧奨。
  - ・集会等行事实施の自粛要請。
  - ・企業等の事業活動の自粛要請。
- 5 不特定多数の市民が訪れる施設に消毒液を設置するなど，感染予防策を徹底する。（福祉部，関係部局）
  - ・マスク，消毒液等の使用状況を把握し，不足が予想される場合は追加配備する。
- 6 県及び市医師会等関係機関と連携し，ワクチン接種体制を確認する。（福祉部）
  - ・政府対策本部の方針により，パンデミックワクチンの供給が可能になり，特定接種及び住民接種が決定された場合は，国の示した優先順位に基づき速やかに接種を行う。
  - ・接種の実施に当たっては，国及び県と連携して，保健センター・学校など公的な施設を活用するか，医療機関に委託すること等により接種会場を確保し，原則として，市民を対象に集団的接種を行う。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

上記の対策に加え，必要に応じ，次の対策を行う。

- ① 県が行う以下の要請等の措置について市民や事業者等に周知するとともに，県からの要請に応じ適宜協力する。
  - ・特措法第45条第1項に基づき，住民に対し，潜伏期間や治癒までの期間を定めて，生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な対策の徹底を要請する。対象となる区域については，人の移動の実態等を踏まえ，まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位，保健所単位）とする。
  - ・特措法第45条第2項に基づき，学校，保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し，期間を定めて，施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期）の要請を行う。要請に応じず，新型インフルエンザ等のまん延を防止し，県民の生命・健康の保護，県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り，特措法第45条第3項に基づき，指示を行う。
 

なお，要請・指示を行った際には，その施設名を公表する。
  - ・特措法第24条第9項に基づき，学校，保健所等以外の施設についても，職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず，公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し，特措法第45条第2項に基づき，施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず，新型インフルエンザ等のまん延を防止し，県民の生命・健康の保護，

県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 住民に対する予防接種について、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

#### (5) 医療

- 1 県と協力し、新型インフルエンザ等患者に対する医療体制について確認し、患者の搬送体制を確保する。(福祉部, 広域事務組合消防本部)
  - ・受入医療機関等を確認する。
- 2 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の状況を確認する。(福祉部)
- 3 個人防護具, 衛生用品等を必要箇所に配備し, 必要に応じて補充を行う。  
(福祉部, 広域事務組合消防本部)
  - ・休日夜間診療所勤務者や最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具を配備する。
- 4 県及び市医師会等関係機関と協力し, 必要に応じて臨時的な医療施設の準備を整える。  
(福祉部)

#### 【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

上記の対策に加え, 必要に応じ, 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者, 販売業者等である指定(地方)公共機関は, 業務計画で定めるところにより, 医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(特措法第47条)

#### (6) 市民生活等の安定の確保

- 1 必要に応じ, 要援護者の支援を行う。(市民生活部, 福祉部)
  - ・県や地域支援者等と連携し, 要援護者, 一人暮らし家庭等への生活支援(見回り, 往診・訪問看護, 食事提供等)を行う。
- 2 火葬体制等を準備する。(市民生活部, 広域事務組合)
  - ・県と連携し, 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等を準備する。
- 3 市民に対し生活必需品等の備蓄をよびかける。(市長公室, 関係部局)
  - ・地域感染期にそなえ, 食糧等生活必需品の備蓄をよびかける。
  - ・生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから, 必要に応じて, 関係団体等を通じ, 供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

#### 【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

上記の対策に加え, 必要に応じ, 次の対策を行う。

##### ① 事業者等の対応

- ・指定(地方)公共機関は, 業務計画で定めることにより, その業務を適切に実施す

るため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに市民生活等の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

② 電気及びガス並びに水の安全供給

- ・電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

③ 緊急物資の運送等

- ・県が行う、次の要請等に対して適宜協力する。
  - （１）県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
  - （２）県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
  - （３）県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活等の安定ために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じて、県が行う、関係事業者団体等に対しての供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等に協力する。

⑤ 犯罪の予防・取締り

- ・混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広域啓発活動を推進するとともに、警察に対して、悪質な事犯に対する取締りを要請する。

## 地域感染期

・市内も含む県内で新型インフルエンザ等の患者が発生し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。

(感染拡大～まん延～患者の減少に至る時期を含む。)

### 【目的】

- 1 医療体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 市民生活及地域経済への影響を最小限に抑える。

### (1) 実施体制

- 1 市対策本部を引き続き設置する。(福祉部, 各部局)
  - ・県内の新型インフルエンザ等の感染拡大状況を受け、政府及び県対策本部の基本的対処方針をふまえ、市医師会等専門家の意見を聴取し、今後の対策を決定する。
  - ・業務継続計画により新型インフルエンザ等対策を実施しつつ、市の業務を継続する。

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

県及び市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置を活用する。

### (2) サーベイランス・情報収集

- 1 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査などにより、インフルエンザ等の流行状況を継続して把握する。(福祉部)
- 2 県、保健所、周辺市町村、医療機関等との連絡を密にし、市内及び周辺での発生状況を把握する。(福祉部)

### (3) 情報提供・共有

- 1 市報、ホームページ、チラシ等、可能なあらゆる媒体を利用し、迅速かつ正確に市民への情報提供を行う。(市長公室, 関係部局)
  - ・新型インフルエンザの発生状況、現在の対策等について国・県の広報と整合性を図りながら情報提供を行う。
  - ・手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等、個人レベルの感染予防策を周知する。
  - ・市内の学校・幼稚園・保育所等の臨時休業や集会の自粛等の感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
  - ・国の対処方針の改定及び状況の変化等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。
- 2 相談窓口を継続して設置する。(福祉部)
  - ・市民の不安解消や感染予防対策の周知のため、県と連携し、保健師による相談窓口を継続して設置する。

・健康相談のほか、生活、福祉等多様な相談に対応できる体制を整備する。

3 県、保健所、市医師会等関係者と継続的な情報共有を行う。(福祉部)

#### (4) 予防・まん延防止

1 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策を引き続き市民へ周知する。(市長公室、福祉部)

2 市所管の学校・幼稚園・保育所及び社会福祉施設等で、基本的な感染予防策の周知と徹底を図る。(福祉部、関係部局)

3 国の示す目安に基づき、県と連携し、市所管の学校・幼稚園・保育所等の臨時休業等を実施する。(福祉部、教育委員会)

4 県と連携し、必要に応じて、予防・まん延防止策について市民及び市内事業所等へ周知する。(市長公室、関係部局)

- ・事業者に対する職場における感染対策の徹底。
- ・不要不急の外出の自粛、人ごみを避けること等の勧奨。
- ・集会等行事实施の自粛要請。
- ・企業等の事業活動の自粛要請。

5 不特定多数の市民の訪れる施設に消毒液を設置するなど、感染予防策を徹底する。(福祉部、関係部局)

- ・マスク、消毒液等の使用状況を把握し、不足が予想される場合は追加配備する。

6 県及び市医師会等関係機関と連携し、ワクチン接種体制を確認する。(福祉部)

7 予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種を進める。(福祉部)

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

① 県が行う以下の要請等の措置について市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ適宜協力する。

- ・特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、保健所単位)とする。
- ・特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・特措法第24条第9項に基づき、学校、保健所等以外の施設についても、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第4

5条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため、特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

#### (5) 医療

- 1 国・県の基本的対処方針を見ながら、受診方法等についての情報をリアルタイムで収集する。(福祉部)
- 2 県及び市医師会と協力し、ピーク時に対応し、臨時的な医療施設での入院患者の受入れを行う。(福祉部)
- 3 市内の状況と確認し、抗インフルエンザウイルス薬等医薬品・医療資器材が不足する場合、県へ備蓄品の提供を要請する。(福祉部)
- 4 国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者に対応する。(福祉部)

#### 【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

- 1 上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
- 2 国及び県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来治療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが、在宅療養を行うことが困難であり、入院治療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。
- 3 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

#### (6) 市民生活等の安定の確保

- 1 要援護者の支援を継続する。(市民生活部、福祉部)
  - ・ 県や地域支援者と連携し、要援護者、一人暮らし家庭等への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供等）を継続する。
- 2 社会的混乱を避けるため、市民に対し、警察・消防による防犯・防災活動等への協力を要請する。(市民生活部)
- 3 緊急時の火葬体制等を確立する。(市民生活部、広域事務組合)
  - ・ 火葬場の稼動時間を延長するなどして火葬体制を確保する。
  - ・ 県と連携し、火葬能力を越えた場合、一時的な遺体安置所を設置し、運用する。

- 4 ごみ処理機能を維持する。(市民生活部, 広域事務組合)
- ・まん延により多量のごみが発生することが予想されるため, ごみ処理機能を維持する。
- 5 食糧・生活必需品を確保する。(市民生活部, 経済部)
- ・食糧・生活必需品の確保について市内事業所等に協力を要請する。
  - ・食糧・生活必需品が不足した場合, 市の備蓄品を供出する。

**【緊急事態宣言がなされている場合の措置】**

上記の対策に加え, 必要に応じ, 以下の対策を行う。

① 事業者等の対応

- ・指定(地方)公共機関及び登録事業者は, 特定接種の実施状況に応じて, 事業を継続する。

② 電気及びガス並びに水の安全供給

- ・電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は, それぞれの業務計画で定めるところにより, 電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等, 新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・水道事業者, 水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県, 市, は, それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより, 消毒その他衛生上の措置等, 新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

③ 緊急物資の運送等

- ・県が行う, 次の要請等に対して適宜協力する。
  - (1) 県は, 緊急の必要がある場合には, 運送事業者である指定(地方)公共機関に対し, 食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
  - (2) 県は, 緊急の必要がある場合には, 医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し, 医薬品又は医療機器の配送を要請する。
  - (3) 県は, 正当な理由がないにもかかわらず, 上記の要請に応じないときは, 必要に応じ, 指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

④ 物資の売渡しの要請等

- ・対策の実施に必要な物資の確保に当たっては, あらかじめ所有者に対し物資の売渡し要請の同意を得ることを基本とする。なお, 新型インフルエンザ等緊急事態により, 当該物資等が使用不能になっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず, 当該所有者等が応じないときは, 必要に応じ, 物資を収用する。
- ・特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には, 必要に応じ, 事業者に対し特定物資の保管を命じる。

⑤ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活等の安定のために, 物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから, 生活関連物資等の価格が高騰しないよう, また, 買占め及び売

惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対する供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
  - ・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、行動計画の定めるところにより、適切な措置を講じる。
- ⑥ 要援護者への生活支援等
- ・要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
- ⑦ 犯罪の予防・取締り
- ・混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広域啓発活動を推進するとともに、警察に対して、悪質な事犯に対する取締りを要請する。
- ⑧ 埋葬・火葬の特例等
- ・県の要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるように要請する。
  - ・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の要請を受け、一時的に遺体を安置できる施設等を直ちに確保する。
  - ・遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。



## 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 流行はいったん収束している収束状況。

### 【目的】

- 1 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

### (1) 実施体制

- 1 政府の「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」などの状況により、市医師会の意見を聴取するなどして、市対策本部において対策本部の廃止を決定する。(福祉部)
- 2 各部局間での意見調整や情報共有を図るため、市対策連絡会議を開催する。(福祉部)

### (2) サーベイランス・情報収集

- 1 厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザの対策等に関する国内外の情報を収集する。(福祉部)

#### 【情報収集源】

- 1 国際機関 (WHO 等)、国立感染症研究所、独立行政法人動物衛生研究所、検疫所等
- 2 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査などにより、新型インフルエンザ等の流行状況を把握する。(福祉部)
- 3 市所管の学校・幼稚園・保育所等における感染症の流行状況を把握する。また、国立感染症研究所の学校欠席者情報収集システムを利用し、全国の感染症の流行状況を把握する。(教育委員会、福祉部)
- 4 家きん等における伝染病の流行状況を把握する。(経済部)

### (3) 情報提供・共有

- 1 引き続き、市報、ホームページ等可能なあらゆる媒体を利用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供する。(市長公室、福祉部)
  - ・ 国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、現在の対策等について国・県の広報と整合性を図りながら情報提供を行う。
  - ・ 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等個人レベルの感染予防策を周知する。
  - ・ 国の対処方針の改定及び状況の変化等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。
- 2 状況をみながら、相談窓口を縮小・中止する。(福祉部)
  - ・ 状況に応じて通常の相談体制に戻す。
- 3 県、保健所、市医師会等関係者と継続的な情報共有を行う。(福祉部)

### (4) 予防・まん延防止

- 1 国・県から示される学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の解除の目安を参考に、感染拡大防止策を解除する。(福祉部、関係部局)

- 2 流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備えたまん延防止対策を見直し、改善を図る。(各部局)

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

上記の対策に加え、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

**(5) 医療**

- 1 臨時的な医療施設での対応は、県と協議の上、通常の外来・感染症指定医療機関での対応が判断された時点で終了する。(福祉部)

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

**(6) 市民生活等の安定の確保**

- 1 流行の状況を踏まえ、市民や事業者等に対しての各種行事等の自粛要請を解除する。  
(市長公室、関係部局)
- 2 要援護者への支援について、社会機能の状況にあわせて、順次平常時の体制に移行させる。(市民生活部、福祉部)
- 3 遺体安置所について、死亡者数の状況を踏まえ、順次閉鎖していく。(市民生活部)

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

1 業務の再開

- ・事業者に対し、県内の流行状況を踏まえつつ、事態継続に不可欠な重要業務への重点化のため、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- ・指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことが出来るよう、必要な支援を行う。

2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・県・市町村・指定(地方)公共機関は、国と連携し、国内(県内)の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

**【用語解説】**

※アイウエオ順

## ○ アジアインフルエンザ

1957年に中国で流行が始まり世界中に感染が広がった。A/H2N2亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザ。スペインインフルエンザよりも低い致死率だったが、世界で200万人以上の死者が出たと推定されている。

## ○ インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

## ○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、アヒル、うずら、きじ、ダチョウ、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

## ○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

## \* 特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

## \* 第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

## \* 第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

## \* 結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

- 帰国者・接触者外来  
新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者との濃厚接種者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。  
新型インフルエンザ等の患者とそれ以外の患者を振り分けることで、まん延をできるだけ防止するというを目的としている。
- 帰国者・接触者相談センター  
新型インフルエンザ等の発生国から帰国者又は患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。
- 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）  
災害や事故など不足の事態を想定して、業務継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ作成しておく計画のこと。
- 抗インフルエンザウイルス薬  
インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
- 個人防護具(Personal Protective Equipment:PPE)  
エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。
- サーベイランス  
見張り、監視制度という意味。  
疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、人の感染症に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。
- 指定公共機関  
特措法第2条第6号に基づき、独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品または医療機器の製造または販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

## ○ 指定地方公共機関

特措法第2条第7号に基づき、都道府県の区域において医療、医薬品または医療機器の製造または販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、政令で定める指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。

## ○ 死亡率(Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患して死亡した者の数。

## ○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

## ○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1)2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1)2009」としている。

## ○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症法 第6条第9項）

## ○ スペインインフルエンザ

1918年から1919年にかけて流行したA/H1N1亜型のウイルスを病原体とする新型インフルエンザ。全世界で人口の25～30%が発症し、4,000万人が死亡したと推計されている。スペインインフルエンザでは、3回の流行の波があり、今後、発生が予想される新型インフルエンザも同様に流行の波があると考えられている。

- 致命率(Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。
- 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

鳥インフルエンザのウイルスのうちH5N1亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ (H5N1)」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている。

感染症法においては、鳥インフルエンザの病原体が人の感染症を引き起こした場合、それがH5N1亜型であれば、二類感染症の鳥インフルエンザ(H5N1)として扱われ、H5N1亜型以外であれば四類感染症として扱われる。
- 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の感染が疑われる者。

発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
- パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザ等のパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザ等のウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界的大流行となることを指す。
- パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザのウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。
- 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には、病原性が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザのウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザのウイルスを基に製造されるワクチン。（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザのウイルスを用いて製造）

○ 要援護者

在宅の高齢者や障害者など自らを守るための行動をとることが困難な市民。

要援護者の把握については、市で作成している避難行動要支援者名簿を活用し把握に努める。